

# 女性が働きやすい 医療機関認証制度



三重県・三重県医療勤務環境改善支援センター

## 知 事 あ い さ つ

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療従事者の皆様には日ごろから最前線で業務に従事していただいておりますことに心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表します。

医師、看護職員など医療従事者は、恒常的に長時間勤務の傾向にあり、勤務環境の改善は喫緊の課題となっています。

こうした中、平成26年度の改正医療法において、各医療機関の管理者に対して、医療従事者の勤務環境を改善する取組が努力義務化され、本県では全国で3番目に医療勤務環境改善支援センターを平成26年8月に設置しました。

また、看護職員をはじめ医療従事者には女性が多いことから、保育施設の整備や短時間勤務制度の導入など、女性が働きやすい勤務環境への改善を促進するため、平成27年度に全国に先駆けて、「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設しました。

これまで18医療機関を認証していますが、認証された医療機関からは、職員のモチベーションが上がり離職率が低下したといった声が多く聞かれ、中には定年退職以外での離職者がいなくなった事例もありました。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、医療従事者の皆様には自らも感染するリスクがある中で日々業務に従事していただいておりますが、大変な状況にあっても、職員の心身の健康を保ちながら働ける環境を作っていくため、「女性が働きやすい医療機関」認証制度とともに、三重県医療勤務環境改善支援センターを積極的にご活用いただき、医療従事者が働きやすい職場環境づくりを進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和2年9月

三重県知事 鈴木 英敬



## 目 的

医療従事者の確保を図るため、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気づくりなど勤務環境の改善に積極的に取り組んでいる医療機関を県が認証し、当該医療機関が社会的に評価される仕組みを作ることにより、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ることを目的とします。

## 対 象

三重県内の医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項及び第2項に規定する病院及び診療所とします。

## 認 証 要 件

次の2項目のいずれにも該当することが必要です。

- 次に掲げるすべての項目について取組を行っていること
  - 1 職場環境づくり
  - 2 人事管理
  - 3 保育・介護支援
  - 4 サポート体制
- 法令に違反する重大な事実がないこと

## 効 果

- 三重県のホームページで認証施設を公表し、広く周知します。
- 認証取得への取組を通して、組織の活性化・医療従事者の意識改革を図り、選ばれる施設を実現できます。
- 採用活動時等に認証マークを活用し、『女性が働きやすい医療機関』であることをアピールできます。



【認証マーク】

## 有 効 期 間

認証の有効期間は、認証日から3年後の年度末までです。

ただし、有効期限前1年以内に再度認証を受けた場合は、前回認証を受けた有効期限の翌日から3年間を認証の有効期間とします。

## 支 援

申請のあった医療機関が、審査の結果、認証に至らなかった場合、三重県医療勤務環境改善支援センターが改善部分のアドバイス・支援を行い、次年度以降の認証に至るまで勤務環境改善のためのサポートをします。

「女性が働きやすい医療機関認証制度」の制度設計（審査項目、採点方法等の策定）を行います。

三重県医療勤務環境改善支援センター

医療従事者全体の離職防止や医療の質の向上を図るため、PDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行う医療機関に対する総合的な支援を行います。

書類審査

労務管理や女性が働きやすい視点からなる自己点検表を提出

- ◇ **労務管理の視点**  
「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」労務管理チェックリスト
- ◇ **「女性が働きやすい」視点**  
「女性が働きやすい医療機関」確認票

現地確認

申請書類に記載されている内容や実際の運用状況等を確認

専門家による審査

申請書類の内容や実際の運用状況、病院管理者の信念等を審査

**「女性が働きやすい医療機関」認証制度 専門部会**  
外部有識者等による専門部会を設置

アドバイス・支援

審査を受けて、改善部分がある医療機関  
に対してセンターが助言・支援

認 証

認証書を交付し、三重県ホームページに公表

認 証 医 療 機 関

【令和元年度】

- **病院部門**  
地方独立行政法人 三重県立総合医療センター(四日市市)  
三重県立志摩病院(志摩市)＊  
地方独立行政法人 桑名市総合医療センター(桑名市)  
伊勢赤十字病院(伊勢市)＊  
医療法人 豊和会 豊和病院(志摩市)＊
- **診療所部門**  
公益財団法人 三重県健康管理事業センター  
健診センター サンテ(津市)

【平成29年度】

- **診療所部門**  
野町どい眼科(鈴鹿市)  
医療法人社団 アクアクリニック伊賀(伊賀市)

【平成30年度】

- **病院部門**  
亀山市立医療センター(亀山市)＊  
医療法人(社団)佐藤病院 長島中央病院(桑名市)＊  
国立大学法人 三重大学医学部附属病院(津市)  
社会医療法人畿内会 岡波総合病院(伊賀市)＊  
社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院(松阪市)  
市立伊勢総合病院(伊勢市)＊  
JA三重厚生連 松阪中央総合病院(松阪市)
- **診療所部門**  
医療法人泉澄会 亀田クリニック(伊賀市)  
津みなみクリニック(津市)  
一般財団法人 近畿健康管理センター三重事業部  
KKC健康スクエア ウエルネス三重健診クリニック(津市)＊

＊ … 再認証

お 問 い 合 わ せ 先

三重県 医療保健部 医療介護人材課 医師確保班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階西側）

TEL : 059-224-2326 / FAX : 059-224-2340

MAIL : iryokai@pref.mie.lg.jp

URL : <http://www.pref.mie.lg.jp/CHIIRYO/HP/m0070700036.htm>

# 三重県医療勤務環境改善支援センター



医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、改正医療法(平成26年10月1日施行)に基づき、医療機関が医療従事者の勤務環境の改善に自主的に取り組むことが努力義務化されました。

三重県医師会は、三重県からの委託を受けて「雇用の質」向上のための医療機関の自主的な取組を支援する「三重県医療勤務環境改善支援センター」を平成26年8月に開設し、働きやすく職員が離職しない魅力ある医療機関の実現、そして、医療従事者・利用者・経営の全てが『WIN-WIN』となる好循環の実現のためのお手伝いをしています。

## 「働き方改革」に向けた医療勤務環境改善 マネジメントシステム導入に関するアドバイス

「働きやすい環境作り」のために厚生労働省が策定した『医療勤務環境改善マネジメントシステム』に基づき、医療機関が自主的に改善に取り組むための「体制整備・現状把握の取組のポイント」等を中心に助言等を行います。

## 院内研修への 講師派遣

## 専門家による労務管理・ 経営管理に関するアドバイス

## 勤務環境改善に関する セミナー等の開催

## 医師及びその他の医療従事者の労働時間 短縮に資する機器等の特別償却制度

医師の健康を確保し地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師及びその他の医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却ができます。

特別償却とは、対象設備取得の初年度に、普通償却費（定率・定額）に加え、特別償却費を追加して償却できる制度であり、将来の減価償却費を前倒して計上することができます。

当センターでは、「医師等勤務時間短縮計画」に対して助言・確認を行います。

## 女性が働きやすい医療機関認証制度

妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備、また、これらの制度や施設の活用を促す職場の雰囲気作り等の勤務環境の改善に取り組んでいる医療機関を三重県が認証し、女性の医療従事者が働きやすい環境作りの促進を図ることを目的とする制度です。

当センターでは、申請医療機関に対して助言・支援を行います。



三重県医療勤務環境改善支援センター（事業委託：公益社団法人 三重県医師会）

〒514-0003 津市桜橋二丁目191-4 三重県医師会館5階

URL: <http://www.mie.med.or.jp/kinmushien/>

TEL:059-253-8879 / FAX:059-253-8880

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

